

平成20年7月31日(木)

於・虎ノ門パストラル本館「しらかば」

# 水産政策審議会 第38回資源管理分科会議事録

水産庁

## 水産政策審議会第38回資源管理分科会

### 1 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成20年7月31日 午後1時50分

閉会 平成20年7月31日 午後2時30分

### 2 出席した委員の氏名（敬称略）

|    |        |       |       |       |
|----|--------|-------|-------|-------|
| 委員 | 奥野 恒太郎 | 櫻本 和美 | 須能 邦雄 | 寺本 紀久 |
|    | 東村 玲子  | 福島 哲男 | 宮原 邦之 | 安元 杏  |

|      |       |       |       |       |
|------|-------|-------|-------|-------|
| 特別委員 | 今村 博展 | 小川 栄  | 熊谷 拓治 | 島貫 文好 |
|      | 高橋 健二 | 中田 邦彦 | 能登 博之 | 濱田 健二 |
|      | 山田 邦雄 | 吉田 證平 | 米田 清  | 來田 仁成 |
|      | 婁 小波  |       |       |       |

### 3 水産庁側出席者

|         |            |             |
|---------|------------|-------------|
| 山下次長    | 本村資源管理部長   | 成子増殖推進部長    |
| 木實谷管理課長 | 木島資源管理推進室長 | 寄高遊漁・海面利用室長 |

### 4 議 事

別紙のとおり

## 目 次

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 1 . 開会 .....                    | 1  |
| 1 . 議事                          |    |
| ( 審議事項 )                        |    |
| 遊漁船業に係る制度及び関連施策の今後の方向について ..... | 2  |
| ( その他 ) .....                   | 10 |
| 1 . 閉会 .....                    | 15 |

## 開 会

木實谷管理課長 時間になりましたので、ただいまから第38回資源管理分科会を開催させていただきます。

はじめに、この資源管理分科会の所属になりました委員の方を御紹介させていただきます。

水産政策審議会委員として就任されました福井県立大学講師の東村委員でございます。

続きまして、水産政策審議会特別委員として就任されました全日本海員組合の高橋特別委員でございます。

次に、本年7月4日の人事異動によります水産庁幹部の異動がございましたので紹介させていただきます。

はじめに山下次長でございます。

本村資源管理部長でございます。

成子増殖推進部長でございます。

木島資源管理推進室長でございます。

委員の出席状況について御報告いたします。

水産政策審議会令第8条第1項の規定により、審議会の定足数は過半数とされておりますが、本日は、委員9名中8名の方が御出席されておりますので、定足数を満たしております。本日の資源管理分科会は成立いたしておりますことを御報告いたします。

次に配布資料の確認をさせていただきます。

まず議事次第がございまして、次に資料一覧という紙。

資料1が資源管理分科会委員等の名簿でございます。

資料2が遊漁船業に係る制度及び関連施策の今後の方向について(とりまとめ)(案)という資料でございます。

資料は以上でございます。不足がございましたら、事務局にお申しつけいただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、分科会長の方によろしくお願い申し上げます。

櫻本会長 本日は、どうもお忙しいところを御参集いただきましてありがとうございます。

## 議 事

### ( 審議事項 )

#### 遊漁船業に係る制度及び関連施策の今後の方向について

櫻本会長 早速でございますが、議事に入りたいと思います。

遊漁船業に係る制度及び関連施策の今後の方針について御説明をお願いいたします。

寄高遊漁・海面利用室長 では資料2をごらんください。

遊漁船業に係る制度及び関連施策の今後の方向について(とりまとめ)(案)ということ  
で用意しております。

2月に資源管理分科会が開かれまして、こちらの遊漁船業の適正化に関する法律  
というものが改正法が施行されてから5年が経過いたしまして、これの見直しの検討会を  
設置して行いますという御報告をさせていただいております。

その検討会、3回、開かれまして、今回のとりまとめ案ができましたので、こちらの方  
の御審議をお願いしたいということで今回、用意させていただきました。

では資料2の中身を説明させていただきます。

目次の後のはじめに、ここから1ページになります。

経緯は前回も御説明しましたが、この法律、遊漁船業の適正化に関する法律が成  
立して最初に施行されたのが平成元年10月です。これは昭和63年に「なだしお」と「第1  
富士丸」の遊漁船の事故がございまして、それを契機として成立した法律でございます。

一定の成果があったのですけれども、やはり海難事故がなかなか減らない、それから、  
漁業者とのトラブルも多くあるという状況がございまして、平成13年から水産庁の方でこ  
の改正の検討というのを開始いたしました。

それで改正法が平成14年に成立いたしまして、平成15年4月に施行されております。

その内容といたしましては、1ページの後半にございますように、(1)から(5)まで  
というのが主な内容です。

1つには事業参入規制、これまで届出制だったのが登録制になりました。これによって

一定の要件を満たさないと登録ができない。また、一定の条件で登録の取消ができるという制度になっております。

2番目、業務規程、業務規程というのは遊漁船の利用者の安全の確保や利益の保護、漁場の安定的利用関係の確保という、これは法律の目的なんですけれども、こちらを確保するための種々の方策、そちらを遊漁船業者の方がみずから届け出るというシステムでございいます。

それから、3番目に、一定の資格を持った遊漁船業務主任者というのが必ず乗船して利用者の安全管理等を行うというのが3番目です。

4番目は損害賠償、事故のときの損害賠償のための備えとして、1人当たり3,000万円を超える保険に入りなさいという義務をつけております。

5番目としては水産動植物の採捕に関する規制、これを必ず乗船客に周知しなさいという義務、これら5つの義務が改正法によって生じております。

次のページをお願いします。

この改正法には附則がございまして、届出制から登録制ということで規制強化になっておりますので、その規制が法律の施行状況に照らし合わせて妥当なものかどうかというのを5年後に見直しなさいという決まりになっておりまして、それに従いまして、先ほど御報告した検討を開始したというところでございます。

本論に入る前に少しページをめくっていただきまして、今回、審議していただく文章が10ページまであるのですけれども、その後ろ、資料2-1と題しておりますのが、前回は見ていただいた法の見直し検討会の設置要領とメンバーでございいます。

設置要領の方は省略させていただきます、1ページめくっていただいて、こちらが検討会の委員の名簿となっております。全部で13名、座長が横浜国立大学の來生先生、それから、あと釣り人の代表でありますとか、都道府県の代表、遊漁船業者の代表、漁業関係者の代表、それから、学識経験者、海事関係者ということで、さまざまな方に御議論いただきました。この中には宮原委員、また、來田特別委員に入っております。

この検討会で2月と、5月と、6月に会を開催いたしまして、とりまとめたのが今回、見ていただく資料になります。

その前に、改正法の効果の状況としてまとめたのが次のページの資料2-2になっております。

1番から御説明しますと、遊漁船の業者数というのが、届出制時代は3万7,000業者、こ

これは届出のハードルが低いということもあってかなり実質的には営業されてなかった業者も多かったのですけれども、今は実質的に営業されている業者が5年間の平均では1万6,000、現在は1万8,000ぐらいの業者が営業されております。

それから、損害賠償保険の加入状況といたしましては、改正前は大体4割の加入率であったのが、これは義務化されましたので100%となっております。

それから、目的の1つであった海難を減らすというところなんですけれども、海難の隻数としては507隻から517隻と若干ふえておりますけれども、その下の年度別を見ていただきますと、平成16年、これがかなり台風の上陸の多かった年で、その影響もございまして海難が多くなっております。その年をピークとしてだんだん減っているというのが今の状況でございます。

海難は減りつつあるとはいえ、(3)のあたりを見ていただきますと、毎年、海難に伴う死者、行方不明者が発生しておりまして、改正前で21名、改正後でも21名ということになっております。特に平成18年には、下田沖で7名が死亡、行方不明となる大規模な海難が発生しております。

この(4)を見ていただきますと、これは海難に伴わない海中転落者の数と、あと海中転落に伴う死亡、行方不明者の数です。こちらの方も毎年数名発生しております。

それから、最後になりますが、漁場の安定的な利用関係の確保という面でいいますと、改正前の平成元年から平成13年にかけては、合計で75件の調整規則等違反がございまして摘発されております。年に大体6件ぐらいだったのですが、改正後は5年間で6件と大体年1件ぐらいに減っているという状態です。

これらが主な改正法の効果といえるものかと思えます。

もとの資料に戻っていただきまして3ページです。

本文に入ります。

法の実施状況及び関連施策の今後の方向。

制度全般につきましては、先ほども御説明したとおり、まず・の1つ目として遊漁船業者の実数が把握できるようになった。

それから、・の2つ目、登録の拒否や登録の取消が行われるなど事業参入規制として機能を果たしている。

それから、・の3つ目、海難事故は平成16年をピークとして減少傾向にある。

・の4つ目、損害賠償保険の加入率は4割から、義務化されたので100%となっております。

す。

それから・の5つ目、遊漁船業務主任者の選任等により、違反採捕は少なくなっております。

それから、これは法律と直接の関係ではないのですけれども、漁場利用協定の締結数も少しずつ増加しております、漁場の安定的な利用関係のための環境整備が進んでいるという、これが改正法の効果といえる部分です。

しかしながら、(2)のところでは、先ほど申しましたように、平成18年に大規模な海難が発生するなど利用者の安全の確保という意味で少し改善が求められているという状況がございます。

これらから、検討会の結論としては、引き続き法による規制が必要であろう。それに加えて法の運用の改善を幾つか行ってほしいということで、4ページ以降に17件の改善要望というか、改善事項をあげております。

これら4ページ以降を説明する前に、遊漁船業の適正化に関する法律で定められている義務を少し説明させていただきます。

先ほどの資料2-2、遊漁船業法改正の前後の次の資料になります。資料2-3。

こちらが別記様式第七号と書いてあるのが改正法によって義務づけられた遊漁船と、あと営業所に掲示しなくてはならない標識でございます。遊漁船業者登録票という形です。

氏名・名称にはじまりまして、業務主任者の氏名まで掲げるようになっております。これを利用者に提示するということです。大きさとしては今、A3以上の大きさが必要となっております。これが義務化された1つの標識。

次のページをめくっていただきますと様式第八号、丸釣マークに×××は都道府県名、その後に登録番号が でついております。こちらを船の舷もしくはブリッジに掲げるようになっております。これが一目で登録業者であるとわかるための標識2つです。

それから、次の資料にまいりますと資料2-4。

こちらの方が遊漁船業者が都道府県の方に提出する業務規程、みずから守る決まりの例でございます。

水産庁の方で作成したのを都道府県の方に提示して、ほぼこれに沿った形で業者の方につくっていただいているものです。法律の目的を達成するため、すなわち利用者の安全の確保、利益の保護、それから、漁場の安定的な利用関係の確保、この3点についてどんなことを行いますというのが長々と書いてあるのですが、例えばめくっていただきまして13

ページになります。

13ページにあります別表6が出航中止基準と帰港基準ということになっておりまして、要は波高が何m以上の場合、例えば風速が何m/s以上の場合、視程が何m以下の場合、このときは出航を中止しますというのを自分で宣言して守っていただいております。

こういう安全を確保するための宣言事項が並んでいるのが業務規程です。

中身の方に戻らせていただきます。本文の4ページになります。

2. 登録についてということで、(1)に課題、(2)にそれに対応する施策の方向というのを列記しております。

1つ目としては、登録を受けずに遊漁船業を営む業者があることなどを、制度が十分浸透してない面がある。ときどき摘発もされております。これらの方策としては、立入検査等を通じて制度の周知を促すというのと、あと遊漁船の利用者に対しても制度の理解を深めるような普及啓発を図るべきであるというのが1つ。

それから、遊漁船の形態としては、主には船釣りという形態と、もう1つ、磯渡し、沖とかの磯に乗客の方を置いて、また帰りに迎えにくるという形があるのですが、その磯渡し等を行う場合は、損害賠償保険の対象が少し変わってきます。例えば保険によっては特約をつけなくてはいけないという形になっておるのですが、その登録申請書にその磯渡しを行うかどうかという欄が今までなかったので、形としてはそこに欄を設けて、都道府県知事が形態を確認できるようにすべきであるというのが2つ目です。

3つ目としては、損害賠償保険の契約が1年契約のものが非常に多いです。登録の更新間隔が5年になっておりますので、保険を更新するたびに変更届けを出さなくてはならないのですが、それを忘れていた事例があるということで、そのために先ほど見ていただいた標識がございます。遊漁船業者の登録票、こちらの方に保険期間の欄も設けて注意喚起を促すという方策が提案されております。

それから、4番目は課題の方は対応してないのですが、業務規程の中身が不備があった場合、実は今の法律では登録後に提出して届けを受理するようになっているのですが、そのひな型といいますか、案の段階で登録時に出してもらって、今後、都道府県の方で中身に対する指導、こちらの方を行っていけるように措置してはどうかという提案です。

以上が登録についてです。

次のページへまいります。

遊漁船業者の登録簿について。これは閲覧に供するというのが都道府県の法律上の義務なんですけれども、ホームページにまで載せている都道府県というのは5府県しか今のところございません。だから利用者が完全にあの船は登録業者かどうかというのを確かめるすべがないので、こちらインターネットを活用して利用者が簡単に検索できるようなシステムをつくるべきであるという提案です。

次のページへまいります。

業務規程につきましては、先ほど下田沖の海難事故が業務規程が守られてなかった面があるということで問題になったこともありまして、施策の方向の としては、業務規程の遵守を励行するために、都道府県なり関係団体による指導、これまでも行ってきたのですけれども、今度は遊漁船業者及び業務主任者みずからが点検、定期的に自分がちゃんと業務規程を守っているかどうかというのを点検するようなシステムをつくるべきであるというのが1つ。

それから、先ほど見ていただいた出航中止基準、これが港ごとにばらばらですと、例えばお客が港に行ったときに、出る船と出ない船がある。そうするとどうしても出る船の方が営業的にはいいのしょうけれども、危険も伴うということで、これは港なり、遊漁船の規模ごとに統一化した方が、皆さん守っていただけるのではないかとということで、これを統一するように指導を行ってほしいというのが2点目でございます。

それから、3点目は、遊漁船業の営業形態、釣り船、磯渡しのほかにも今、体験漁業というのも少しずつ広がってきておりまして、これらについて、業務規程がちゃんとそれぞれの形態に応じた形になっているかどうかというのを今後、指導していくべきであるという提案です。

それから、4点目、今、船長及び遊漁船業務主任者の遵守事項として、12歳未満とあと気象海象が悪化している場合、利用者にライフジャケットをつけさせるというのを業務規程に書いてもらっているのですけれども、ライフジャケットの常時着用率がいまだ低いということもありまして、船室外にいる場合は常に着用してもらおうというのに努めてほしいということで、それは業務規程に明記してほしいという指導をする。こういう提案でございます。

それから、次のページへまいります。

5番目、遊漁船業務主任者について。

1つ目は登録拒否や取消になったような遊漁船業者でも、業務主任者にはなれる体制に

あるというので、この辺、不公平な面、安全が確保できない面があるということで、選任基準を見直すべきであるというのが1つ。

2つ目、遊漁船業務主任者として選任されるためには、講習を受けることが必要なんですけれども、その講習の有効期間が5年です。ただし5年後にぴったりまた講習があるわけではないので、5年以内に受けますと少しずつ有効期間が短くなっていきます。それで遊漁船業者としての登録期間は5年ごとになっておりますので、その辺、少しずつ時期がずれていくこともあり、少し業者にとっては不便であろうということがございまして、有効期間を5年間、確保してほしいという要望がございましたので、その措置をすべきであるということ。

それから、3点目としては、遊漁船業者や業務主任者に対する安全講習というのが各都道府県等で行われているのですけれども、これは義務ではございませんので、地域によっては受講の機会が限られているということで、どの地域でも安全講習が受けられて、海難事故の減少に資するということですので、この機会をふやすべきであるというのが5.でございます。

それから、次のページへいっていただきまして、6.利用者名簿について。

こちらの方は営業所に備えつける義務があるのですけれども、今のところ書かれているのが利用者の氏名、住所、性別、年齢、あと遊漁船の利用開始年月日までです。時刻の記載がないことと、あと緊急時の連絡先、御本人以外の連絡先が義務化されてないので、その辺が書かれてないと、もし海難が発生したときに、利用者名簿というものが有効に機能を発揮しないということで、乗船時刻、下船予定時刻、それから、緊急時の連絡先というのを利用者名簿に書くようにすべきであるというのが6番目です。

7番目としましては、漁場の利用に関する規則について、登録している都道府県についてのルールというのは都道府県の方から指導があるのですけれども、もし業者が登録地以外の都道府県の漁場に行く場合、少しルールがわかってないのではないかという面があるという御意見がありまして、これにつきましては、1つには、登録した都道府県から業者の名簿を利用するところの都道府県に送るとというのが1つ。これはこれまでやってきたのですけれども、今後は登録地の都道府県が近隣のルールをちゃんと収集して業者の方に周知するというのを進めたらいかかという提案。以上が7番。

8番につきましては、先ほど見ていただいたA3版の標識、登録票、こちらの方はかなり小さい船になりますと掲示が難しい、掲示が難しいとかえって利用者の目に止まらない

という点もございますので、小さい船でも掲示できるように、少し様式をフレキシブルなものにしたかどうかという提案です。

最後になります。

遊漁船業者の組織化について、先ほど言いましたような出航中止基準の厳守でありますとか、あと乗客にライフジャケットを着けてもらうといった、そういう指導に組織が有効であるというのがこれまでも言われてきたことなんですけれども、なかなかその組織化が進まないという現状もございまして、少し団体単位で情報提供するとか、インターネットでのPRをするとか、あと安全講習に対する支援をするとかで組織化を促進してほしいというのが1つ。

それから、あと優良な遊漁船業者や遊漁船団体を評価する方策、これらを検討して、あとは組織化のはずみにしてほしいという提案でございます。

最後のページでございます。

おわりにということで、これらの施策を実現すべきであるということと、あと第2段落としては、都道府県の指導、また遊漁船団体、漁業関係団体による指導を行っていくことが有効であろう。そのためには先ほど言ったような組織化が有効であるということが述べられておりまして、最後に、遊漁船業者と漁業者の話し合いが促進されて、漁業と海洋性レクリエーションとの調和のとれた海面利用が地域の活性化に貢献してほしいというのが結論として述べられております。

以上が検討会でまとめられた遊漁船業に係る制度及び関連施策の今後の方向についてでございます。

以上です。

櫻本会長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御意見、御質問ございますでしょうか。

〔「ありません」という声あり〕

櫻本会長 今、ありませんというお言葉をいただきましたけれども、では遊漁船業に係る制度及び関連施策の今後の方針については、原案どおりとさせていただきます。

よろしいでしょうか。

〔「はい」という声あり〕

櫻本会長 ありがとうございます。

本日は、予定しておりました議題はこれだけです。

(その他)

櫻本会長 この機会に、何かこの議題にかかわらず、御意見等ございましたらお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

能登特別委員 非常に今回の特別の燃油対策に、水産庁費について予算がほとんど決まりまして、厚くお礼を申し上げるところでございます。ここにおられる山下次長さんには陳情した経緯がございまして、厚くお礼を申し上げるところでございます。

今回のことを別にしましても、前に出ました102億の資金のことなんです。非常に我々漁業者から見ますと使いにくいような状況下にあるような制度なんです。今回の700億以上の予算が組みかえされるわけでございますけれども、何かまだ骨格が決まらないわけでございますけれども、要綱の案は私はきょう、飛行機の中で見させてもらってきました。非常に漁業者に納得のいかないような要綱に決まるような傾向があるのですから、きょうは、資源分科会で話しているような場でございませぬけれども、ひとつせっかくの機会ですので、水産庁の方からもおいでになっておられますので、ひとつお話をしたい。

私はイカもやったり、スケソウもやったり、日本海の中で北海道でやっておりますけれども、イカでほとんどしているわけでございます。ことし非常に日本海のイカというのは魚体が小さくて、非常に大変な年、油が高いものですから、既にこういう形の中で全国一斉の休漁をしながら要請活動を行った。こういうことでございます。

先ほど言いましたように、102億の予算の中で使い道を見ましたら、用船事業、グループ制、このものについてのさまざまな制約がありながらの対策が出てきた。しかしながら中をあけてみますと、イカだけ見ますと、皆さん、わかっているかどうかわかりませんが、トータル3年前年対比の2年の燃油を計算せよ。こういうことなんです。そしてそのパーセンテージの10%を削減していく形でなければ、この制度からはみだす、取消しますよ、こういう制度なんです。

ところがイカというのは皆さん、わかっていると思いますけれども、その日、その日の漁場が異なるのです。現在は沿岸寄りではなく、非常に漁場の形態が沖合にある。たしかに10%以上の、漁業者は30%、40%も節約するような、電球やさまざまな改造をしながら、工夫したり、徐行速度にしたりしているのですけれども、はみだしするような傾向がある

かも知れません。なぜならば、漁場が遠くなったのは事実とです。それは制約されて、売り出しするまでの規制せざるを得ない、こういう状況のあるような制度なんです。私は今回の決まった予算の中でそういうことを工面しながら、漁業者みずから努力しますが、さまざまな形の各経費がありますね、イカ釣りの場合、マグロの場合、それから、共同漁業の操業の実態、さまざまあるわけでございますけれども、実態に合うような形の対策の運用の骨格をされたい。

ここで言うとなれば、私は一番いいのは、やはり資源というのは大事だ、漁業者みずからもう感じているのです。ですから、確かに皆さんから受けると思えますけれども、釣りの方は9万6,000というTACの枠がございます。もろもろ定置、それから巻き網、トロールあるわけございまして、この中の評価というのは6万なんぼで獲ってない、何で獲ってないか。今は昔と違って人をそんなに雇って使えないのです。漁場が遠いために遠くまで行く、事故につながる、後継者育成が大変だ。燃油が高くて採算が取れない。この3つの柱の中で仕事をして、1カ月何回も休みをとりながら、漁獲調整をしながら資源を守ってきた。このことをここにいらっしゃる皆さんはじめ、私もそうですけれども、非常に重点を置きながら、TACの設定を私たちの立場だけでなく、資源を回復させて、沿岸寄りで獲れるということになれば、私は本当に油の勝負なる。結論として私はそう考えているのです。

ですから、せっかくの機会ですから、こういうことを踏まえまして、これから決まる骨格については、水産庁の方々がおられますので、TACも含めてひとつ御検討を、現場のことをよく聞きながら判断をお願いしたいということで、ひとつお願い申し上げながら、お礼の方々したいと思います。お願いします。

山下次長 今、御指摘いただきました点でございますが、まず今般、発表いたしました新しい燃油対策につきましては、ちょうどきょう午後2時から農水省7階の講堂の方で最初の全国説明会を今、やっているところでございます。多分地元の関係者の方もそちらの方に出ていると思いますので、まずはそこでいろいろ皆さんの意見、あるいは状況を水産庁の方も吸収しようとしているところであります。

それから、全国説明会1回で終わりではなくて、各地の浜を全部回ればいいのですけれども、そうもいかないの、何カ所かのブロック説明会というのか、あるいは都道府県での説明会というのをこれから大至急やる予定にしています。

そういったところで意見をお伺いしつつ、要領、要綱を確定させて、事業も実施が、これも早くやらなければいけませんから、できるようにしていくという心づもりで今、やっ

ております。

ですから、そういう意味で、皆様方、浜の意見を可能な限りくみあげていくという方針でございます。

それは昨年度、19年度補正予算で102億円の基金のときも同じようにやらせていただきました。今、大変使いにくいという御指摘をいただいて、いろんな方面から使いにくいぞという御指摘をいただいておりまして、具体的な使いにくさにつきましては、十分そこは反省といたしますか、今後反映させるべく、我々も考えているところです。

ただ、一方で、使いにくい、使いにくいという大変厳しい御批判といたしますか、苦情といたしますか、声はあがってはおりますけれども、102億円のうち、かなりの部分が既にもう使われているというのもまた事実なんです。

ですから、そういう意味で、宮原さんが今、うなづいていらっしゃるけれども、実際に漁業者の皆さんが直接いろんな書類を書くというのは大変だと思うのです。ですから浜の漁協の事務の方なり、漁連の事務の方にいろいろつくっていただくというようなことで、その辺、乗り切っているのだと思うのです。

ですから、今後、今度の新しい事業も、そういう面で系統、組織の方に大分頑張っていたかなければいけないことがあると思っておりますけれども、うまくやっていきたいと考えております。

それから、特別委員の皆さん、先ほどの水産政策審議会の本会議の方に御出席いただかなかったのでありますけれども、漁業の方々でないいわゆる一般の国民の方々、消費者の方々がどう見ているかということも我々十分意識しながらやっていかなければならないものでありまして、やはり今回の措置にしましても、あるいは昨年度の補正予算の102億円のやり方にしても、我々としてしっかりと、きちりと使っていくというのはぜひとも必要でございますので、やはり後ろ指をさされるような使い方をしてはならないという、あるいは税金をしっかりと使って、そしていい効果を出すのだということで考えておりますので、その点についても御理解をいただきながら進めていきたいと考えております。

能登特別委員 非常に暖かい、理解のある言葉をいただきました。本当に厚くお礼を申し上げます。

私たち現場にいて、非常に漁業者が、今までの漁業者の漁獲努力、日本の機能を支えている産業の、ともに競い合って魚を獲るのだ、この意欲を欠くような制度であってはならない。私はこういう考えでおりますので、ひとつ今話を聞きましたので、全日本の組合

の方の宮原さんがおりますので、ひとつ詰めながら、十分協議しながら、皆さんに理解していけるような、そして克服できるようなこれからの課題にひとつせめて協力をお願いしたい。

ひとつお願いを申し上げまして、お礼を申し上げるところでございます。

櫻本会長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

來田特別委員 遊漁者の方の來田でございます。

先ほど遊漁船業に関する見直しについて、私どもの意見、いろいろとお取り上げいただいて、これからこれを実施、運用していくのに全面的に協力させていただきたいと思っておりますけれども、もう1つの面で、遊漁船の利用者ばかりではなくて、一応全国で遊漁者と称せられる人たち、1,500万人ほどいる。そしてこの人たちが遊漁船を利用せずに海浜部から釣りをしているケースが非常に多いのです。ところが近年、海浜部といいましても、いわゆる自然海浜ではなくて人工構築物が海岸で非常にふえております。そこでの管理者側と遊漁者、いわゆる一般市民との葛藤というのが大変多くなってきております。

管理者というのはほとんど公の立場が多いわけですし、地方自治体とか、そういうところが多いわけですが、そこへの立ち入り制限とか、あるいは構築物の構造とか、いろんな問題でこれから意見交換の必要性が出てくるのではないかと。それについて我々遊漁者全体がやはり水産行政の管轄下の中にあるというふうに思っておりますので、水産庁以外に御理解いただける役所は存在しないわけですから、何とかそういうふうなトラブル、あるいは意見の食い違いに対する意見交換、あるいは相互理解、仲介の立場というのを水産庁の方で、できるだけ各自治体の水産担当者に御指導いただいて、そういう局面でもお力になっていただけるような機会づくり、これを行う際にひとつお願いしておきたい。

それから、遊漁船業に関しましては、私たちの釣り人側の努力もまだまだ足りない部分があると思いますし、もう1つ認識しておかないといけないのは、ここに書いてありますことのほかに、魚釣りという海辺に立つ、あるいは水辺に立つという行為そのものがもともと自己責任、山登りと同じように自己責任の上に立っている。当然そこでライフジャケットをつけるのは当たり前というふうな機運がどんどん強くなってきておりますし、理解もされてきておりますけれども、より一層それを徹底して普及させること、それから、もう1つは自己責任であるという意識を組織以外のいわゆる一般の市民の方々にも持っていただく、それによって地方行政とか、いわゆる水辺の管理者側と市民との関係がうんと楽

になるのではないか。その辺のところを念頭の片隅に置いておいていただけたらまことにありがたいなと思うのです。

以上でございます。

櫻本会長 どうもありがとうございます。

何かお答えになることがございますか。

寄高遊漁・海面利用室長 御意見ありがとうございます。

ライフジャケットの着用につきましては、先般からの漁船の事故におけるライフジャケットを利用すべきという事例が幾つかございましたので、遊漁船の利用者に関してもぜひつけていただけるよう、今回のとりまとめ案にも盛り込みましたし、今後とも啓発を行っていきたいと考えております。

櫻本会長 どうもありがとうございました。よろしいでしょうか。

ほかに。

高橋特別委員 1点、お願いを水産庁の方にしておきたいのですが、昨今、救命胴衣、それから、作業用救命胴衣の着用についてかなり論議をされて、かなり進んできたということで非常に評価はしたいと思っています。

ただ、もう1点、ここ数年来の海難事故の状況を見ますと、救命いかだ、いわゆるライフフラフトが発見されたとか、展張したとか、そのような事例というのはあんまり耳にしたことはないのです。本来であれば、ここの場合だけではないのですけれども、国交省の問題も関わりますので、そちらの方でも機会があればまた発言をしておきたいなと思っているのですが、どうも大型の貨物船、汽船関係の方では、ライフボートに乗って助かったとか、そういうことは間々耳にしますけれども、この漁船部隊の方の救命いかだが回収をされたというのは余り耳にした記憶がないのです。やはりその辺から、もう一度安全対策というものに対して、どこかの場で水産庁の方も検討していただければと思っています。でき得れば、救命胴衣を今、話し合いを立ち上げているのか、そういう審議会か何かあると思いますので、そこで合わせて論議していただければありがたいのですが、その辺もお願い、要望という形で提案をしておきたいと思います。

以上です。

櫻本会長 ありがとうございます。

山下次長 漁船乗組員の安全あるいは安全確保のためのいろんな設備につきまして、ちょっとこの場で今、水産庁の担当の者がおりませんので、担当課に今の御意見を伝えまし

て、現状及び今後の対策についてさらに検討させておきたいと思います。

どうもありがとうございました。

櫻本会長 ほかにございますでしょうか。

ないようですので、事務局の方から何かございますでしょうか。

木實谷管理課長 次回の資源管理分科会につきましては、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の規定に基づく基本計画の検討等につきまして、9月下旬に日程調整のうえ開催したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

櫻本会長 日程は、また決まり次第連絡するということでございますので、委員の皆様につきましては、よろしく願いいたします。

それでは、以上をもちまして本日の資源管理分科会を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会